



彩の国
埼玉県

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金

申請要領

【申請受付期間】

- (1) 令和8年5月29日(金)～令和8年7月31日(金)
- (2) 令和8年8月 1日(土)～令和8年9月15日(金)

※ 申請方法は電子申請又は郵送です。窓口での申請はできません。

※ 申請受付期間を過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

【問合せ先】

○令和8年5月29日(金)から令和8年9月18日(金)まで

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金コールセンター

0120-964-048 (フリーダイヤル)

(平日 午前9時から午後5時、土日祝日除く)

○令和8年9月19日(土)以降

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

048-830-3764

(平日 午前9時から午後5時、土日祝日除く)

埼玉県産業労働部

イノベーション創造課



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

目 次

I	交付対象者	2
II	交付要件(申請要件)	2
III	事業内容	3
	1 交付対象物	3
	2 支援金の額	3
IV	申請手続等	5
	1 手続きの流れ	5
	2 申請方法	5
	3 申請書の様式等の入手方法	7
	4 申請書類	7
	5 申請書類の審査及び補正	9
	6 交付の決定	9
	7 計画の変更	10
	8 その他	10
	9 申請手続に関する問い合わせ先	10
V	用語について	11



I 交付対象者

交付対象者は埼玉県内に本社又は主な事業所を有する中小企業者で、加工用米及び酒造好適米により、清酒等の酒類や味噌等の調味料、米菓等の菓子の製造を行う事業者とする。

II 交付要件(申請要件)

1と2を満たすこと。

1 玄米または精米を主たる原料とする米加工食品等の製造事業者であること。

- ・清酒等の酒類
- ・味噌等の調味料
- ・米菓等の菓子
- ・もち、だんご
- ・米穀粉・玄米粉
- ・冷凍米飯等の加工米飯など

※なお、本支援金は、加工用米（うるち米、もち米）及び酒蔵好適米を原料とする米加工食品等の製造事業者を補助するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、本事業の支援対象とはなりません。

例：加工用米（うるち米、もち米）の弁当への使用は、交付対象外

2 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

Ⅲ 事業内容

1 交付対象物

交付対象者が酒類、調味料、菓子等の製造に利用するために購入した令和7年産の加工用米（うるち米、もち米）、酒造好適米の玄米又は精米で、令和8年10月31日までの期間内に納品及び購入代金の支払いが完了したもの。

2 支援金の額

令和7年産の加工用米（うるち米、もち米）、酒造好適米の購入に要した費用をもとに、下記の支援金額算出の考え方により算出する。

（支援金額算出の考え方）

○加工用米（うるち米、もち米）

交付基準単価	令和7年産加工用米の種別及び等級ごとに次の算定により算出した額 交付基準単価 = $(a-b) \times 1/2$ （小数点第2位以下切り捨て） a：令和7年産加工用米の購入価格（税抜）（円/kg） b：令和6年産加工用米の購入価格（税抜）（円/kg）
交付単価上限	90.4円/kg
交付対象となる購入量	令和8年10月31日までの期間に納品及び支払いが完了する令和7年産の加工用米（うるち米、もち米）の量
支援金額	交付基準単価又は交付単価上限（交付基準単価が交付単価上限を上回る場合）に、令和7年産加工用米の購入量（kg）を乗じた額 支援金額 = 交付基準単価又は交付単価上限（円/kg）× 購入量（kg）

※令和6年産加工用米の購入価格（税抜）について、同一種別・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- （1）令和6年産加工用米の売買契約書に種別及び等級ごとの価格が記載されている場合は、該当する価格を適用する。
- （2）令和6年産加工用米の売買契約書に種別及び等級ごとの価格が記載されていない場合は、表2の価格を適用する。

※消費税及び地方消費税については支援対象外とする。

○酒造好適米

交付基準単価	令和7年産酒造好適米の銘柄及び等級ごとに次の算定により算出した額 交付基準単価 = $(a-b) \times 1/2$ （小数点第2位以下切り捨て） a：令和7年産酒造好適米の購入価格（税抜）（円/kg） b：令和6年産酒造好適米の購入価格（税抜）（円/kg）
交付単価上限	87.5円/kg
交付対象となる購入量	令和8年10月31日までの期間内に納品及び支払いが完了する令和7年産の酒造好適米の量
支援金額	交付基準単価又は交付単価上限（交付基準単価が交付単価上限を上回る場合）に、令和7年産酒造好適米の購入量（kg）を乗じた額 支援金額 = 交付基準単価又は交付単価上限（円/kg）× 購入量（kg）

※令和6年産酒造好適米の購入価格（税抜）は、同一銘柄・同一等級の購入実績がない場合、以下のとおりとする。

- (1) 令和6年産酒造好適米の売買契約書に銘柄及び等級ごとの価格が記載されている場合は、該当する価格を適用する。
- (2) 令和6年産酒造好適米の売買契約書に銘柄及び等級ごとの価格が記載されていない場合は、表2の価格を適用する。

※消費税及び地方消費税については支援対象外とする。

表1 支援対象の考え方

	交付対象	交付対象外
①米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの
②米の形態	玄米または精米	砕米、割米、くず米
③米の区分	加工用米（うるち米、もち米）、 酒造好適米	主食用米（うるち米、もち米）

- ・支援対象となるのは表1の①～③の全てを満たすものとなります。
- ・急激な米価上昇の影響を直接受ける「玄米」または「精米」が支援の対象となります。
- ・精米工程の副産物として発生し、小麦粉や輸入砕米などと同様に加工原料として価格が形成され、原料米価格上昇の影響が間接的である「砕米、割米、くず米」などの購入は、支援の対象になりません。

表2 令和6年産加工用米及び酒造好適米の価格

区分	価格（円/kg）
加工用米（うるち米、もち米）	215.8円/kg
酒造好適米	321.6円/kg

※銘柄、等級は問わない。

【留意点】

- 支援対象経費は、以下の①～③の条件に適合するものです。
 - ①支援事業者（交付決定を受けた者）が、対象期間内に取得及び支払いを完了したもの
 - ②本事業に係る経費が他の経費と明確に区分できるもの
 - ③支払いの事実を証明する証憑類（領収書や銀行振込受領書、通帳の写し等）が保管・整理されているもの

IV 申請手続等

1 手続の流れ

交付対象となる加工用米（うるち米、もち米）、酒造好適米の納品及び購入代金の支払い時期によって、申請手続が異なります。

○令和8年7月31日までに納品及び購入代金の支払いが完了しているもの

実施主体	申請者	県 (事務局)	県 (事務局)	県
期間	5/29~7/31	申請後随時	審査後随時	随時
手続	① 請求 交付申請 兼	審査	交付決定 額の確定 兼	支援金の交付
申請方法 (通知 方法)	電子申請 又は 郵送	—	(申請方法に 合わせる)	—

○令和8年8月以降（令和8年10月31日まで）に納品及び購入代金の支払いが完了するもの

実施主体	申請者	県 (事務局)	申請者	県	県
期間	8/1~9/15	申請後随時	~11/10	審査後随時	随時
手続	① 交付申請	審査・交付決定	② 請求 実績報告 兼	審査・額の確定	支援金の交付
申請方法 (送付 方法)	電子申請 又は 郵送	(メール又は 郵送)	郵送	郵送	—

2 申請方法

電子申請又は郵送

(1) 電子申請フォームからの場合

以下のホームページに電子申請フォームへの入口を用意しています。

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/komekakakukoutoushien.html>

※「交付申請兼請求」は令和8年7月31日（金）23時59分までに電子申請を完了してください。

※「交付申請」は令和8年9月15日（火）23時59分までに電子申請を完了してください。

【推奨ブラウザ】

申請時の各 OS に対する推奨ブラウザは以下のとおりです。
推奨以外のブラウザを使用した場合、正しく表示されない場合がございます。

PC

- ・ Windows 版 Google Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge の最新版
- ・ Mac 版 Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox の最新版

スマートフォン

Android 又は iOS の標準搭載ブラウザの最新版（日本語版）
機種によって、画面表示が崩れたり、文字が切れる可能性がございます。

【注意】添付ファイルの容量

○「交付申請兼請求」及び「交付申請」の電子申請における各項目に添付ファイルの容量の上限は9.4MBです。

上限を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金コールセンター
電話番号 0120-964-048（フリーダイヤル）
（月～金 午前9時から午後5時、土日祝日除く）

（2）郵送の場合

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等を用いて、下記宛て郵送してください。

○「交付申請兼請求」及び「交付申請」の申請

（宛先）

〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金事務局 行

※「交付申請兼請求」：令和8年7月31日（金）の消印有効

※「交付申請」：令和8年9月15日（火）の消印有効

○「実績報告兼請求」の提出

（宛先）

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当 行

※令和8年11月10日（火）の消印有効

<郵送申請での提出にあたって>

レターパックライト又はレターパックプラスで投函される場合は、必ず「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。申請書類の到着に関するお問合せにはお答えできませんので、郵便追跡サービスを御利用ください。

<注意事項>

申請書類の不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請書類の一部のみを提出された場合は、審査を進めることができません。必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、再度、「レターパックライト」、「レターパックプラス」又は「特定記録郵便」等で指定した期日までに郵送してください。申請書類が全て確認できれば、審査を進めます。

3 申請書の様式等の入手方法

埼玉県ホームページからダウンロードしてください。

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/komekakakukoutoushien.html>

4 申請書類

以下の（１）～（３）の区分に該当する書類を確認の上、申請ください。

なお、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。また、事務局に提出された書類は返却しません。

<注意事項>

必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

(1) 令和8年7月31日までに納品及び購入代金の支払いが完了している分の「交付申請兼請求」

■受付期間：令和8年5月29日（金）から令和8年7月31日（金）まで

チェック	申請書類
1	交付申請書兼請求書（様式第1-1号）
2	加工用米等購入量等集計表（様式第2-1号）
3	暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）
4	令和7年産加工用米、酒造好適米の購入に係る契約書 ※1 組合を通じて加工用米、酒造好適米を購入している場合は、【組合⇔購入先（全農等）の契約書】とあわせて、【各組合員の購入計画（組合が購入した米に対する納入先と納入量がわかる書類）】を提出ください。 ※2 事前に※1を組合から県（事務局）に提出している場合、組合員からの提出は必要ありません。
5	納入及び購入実績の証拠書類（納品書、請求書、領収書や通帳の写し等）
6	本支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
7	履歴事項全部証明書（法人）、 個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主）

(2) 令和8年8月以降（令和8年10月31日まで）に納品及び購入代金の支払いが完了する分の「交付申請」

■受付期間：令和8年8月1日（土）から令和8年9月15日（火）まで

チェック	申請書類
1	交付申請書（様式第1-2号）
2	加工用米等購入量等計画表（様式第2-2号）
3*	暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）
4	加工用米等購入量等計画表（様式第2-2号）に記した単価、購入量等の値を証明する書類（契約書、見積書、注文書等） ※1つ契約において、納品及び支払時期を複数回にわけている場合は、その納品及び支払時期、各納品における納入量、支払額等がわかる内訳書を作成し、提出ください。
5*	履歴事項全部証明書（法人）、 個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主）

* (1) の申請において同じ書類を提出している場合は、提出を省略することができます。

(3) (2) の申請に対して交付決定を受けた分の実績報告兼請求

■受付期間：令和8年11月10日（火）まで

	チェック	申請書類
1		実績報告書兼請求書（様式第6号）
2		加工用米等購入量等実績報告（様式第2-3号）
3		交付決定通知書（様式第4-2号） ※（2）の交付申請に対して県（事務局）から受けた交付決定通知書
4*		令和7年産加工用米、酒造好適米の購入に係る契約書 ※1 組合を通じて加工用米、酒造好適米を購入している場合は、【組合⇔購入先（全農等）の契約書】とあわせて、【各組合員の購入計画（組合が購入した米に対する納入先と納入量がわかる書類）】を提出ください。 ※2 事前に※1を組合から県（事務局）に提出している場合、組合員からの提出は必要ありません。
5		納入及び購入実績の証拠書類（納品書、請求書、領収書や通帳の写し等）
6		本支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

* (2) の交付申請において同じ書類を提出している場合は、提出を省略することができます。

5 申請書類の審査及び補正（共通）

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

(1) 電子申請した場合

不備がある場合にメールでお知らせします。必要に応じて、電子申請フォームから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

(2) 郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。

申請書類に誤りや不足があった場合は、該当書類を訂正・追加の上、郵送してください。

6 交付の決定

(1) 交付の決定

○令和8年7月31日までに納品及び購入代金の支払いが完了している分

「交付申請書兼請求書」等の内容が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、「交付決定・確定通知書（様式第4-1号）」をシステム上で交付又は

郵送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

○令和8年8月以降（令和8年10月31日まで）に納品及び購入代金の支払いが完了する分

「交付申請書」等の内容が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、「交付決定通知書（様式第4-2号）」をメール又は郵送します。

○令和8年8月以降の計画分に対して交付決定を受けたもの

「実績報告書兼請求書」等の内容が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、「確定通知書（様式第4-3号）」を郵送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

（2）不交付の決定（共通）

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

7 計画の変更

令和8年8月以降（令和8年10月31日まで）に納品及び購入代金の支払いを行う分の交付申請に対して交付決定を受けた後に、交付決定に係る計画を変更しようとするときは、軽微な変更（表3）を除き、計画変更承認申請書（様式第7号）及び変更内容を証明する資料を提出し、その承認を受けてください。

表3 軽微な変更

【支援金の減額】 支援金交付決定額の減額のうち不要となる額が20%以内のもの

8 その他（共通）

（1）状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

（2）交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消すことがあります。また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。

返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

9 申請手続きに関する問合せ先

○令和8年5月29日（金）から令和8年9月18日（金）まで

埼玉県加工用米等価格高騰対策支援金コールセンター

電話番号 0120-964-048（フリーダイヤル）

(月～金 午前9時から午後5時、土日祝日除く)

○令和8年9月19日(土)以降

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

電話番号 048-830-3764

(月～金 午前9時から午後5時、土日祝日除く)

V 用語について

○加工用米：清酒等の酒類、加工米飯、みそなどの調味料、上新粉などの粉類、米菓類等の原料のように用途を限定して販売した米のこと（「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成18年11月9日付け18総食第778号）に定められる加工用米）

○酒造好適米：醸造用に適した品種である山田錦、五百万石など、「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）別表3及び別表13の欄に掲げられている銘柄

○中小企業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定によるものとし、法人の場合は資本金の額等又は従業員数、個人の場合は従業員数が以下のもの

製造業	法人 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社、又は 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社
	個人 常時使用する従業員の数が三百人以下